

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
国民健康保険法 (昭和33年法令第192号) 第9条	資格確認書等の交付	健康保険課、都南 総合支所、住民福 祉課、青山支所、 太田支所、築川支 所、巻堀出張所、 玉山出張所、藪川 出張所

- 1 審査基準は、次のとおりとする。
 - (1) 被保険者の属する世帯の世帯主の申請であること。
- 2 標準処理期間は、1日（祝日休日等の閉庁日を除く）とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。